

アーカイヴズ研究活動報告

第二期勉強会開催報告

第十二回(通算第二十一回)

勉強会報告

(令和元年九月十三日)

最初に荒木康彦特別研究員より校史関係の学外史資料の紹介と説明があった。今回の勉強会では、日本大学専門学校に関する史資料が取り上げられた。また、立憲政友会正統派の機関誌『立憲政友』なる貴重な文献を古書店で入手したことが報告された。同書の内容については、次回以降の勉強会で紹介することとした。

次いで一〇〇周年記念誌編纂小委員会アーカイブ構築作業部会の活動について富岡勝研究員より報告があった。小委員会の作業では大きな進展はなかったが、月一回のペースで開かれるワーキング・グループでは、総務部の史資料整理が行われ、大いに成果をあげたことが報告された。引き続き調査を行い、国立公文書館の史資料と照合しながら、目録・データベースの作成に繋げていくことが告げられた。

そして、富岡研究員から二〇一九年一〇月以降の活動計画について説明があった。具体的には、校史資料調査を継続すること、東大阪キャンパスだけでなく、他のキャンパスに

おける史資料残存状況の調査を行うこと、を主たる作業に掲げた。また、整理後の史資料を順次データベース化し、写真撮影、キャプションの貼付け、各部署・各学部での基礎年表の作成を行うことも今後の課題としてあげられた。将来的にはこれらの成果をウェブ上で公開することを検討していくことにした。

その他、第二期の報告書の作成の流れについても富岡研究員から説明があり、二〇一九年一二月末を原稿提出期限として、編集・製本に移り、三月完成を目標にするという方針が示された。

(短期大学部教授・

建学史料室研究員 井田 泰人)

第十三回(通算第二十二回)勉強会
(令和元年十二月七日)

三木一司研究員の司会により進められ、前回勉強会記録の確認後、本日の話題に入った。

まず、荒木康彦特別研究員より校史関係の学外史資料調査の報告が行われた。「^{日本}大阪専門学校長 法学博士小野村胤敏殿」宛の「誓約書」及び「大阪専門学校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日」についての詳細な検討を通して、本学の前身校である日本大学大阪専門学校に「理学科」が新設されるに至る経過が実証的に示された報告であった。次に田窪直規研究員と富岡勝研究員によって、一〇〇周年記念誌編纂

小委員会内の「アーカイブ構築作業部会」について報告が行われた。

その後、本プロジェクトの第二期報告書構成案の一部修正、第三期活動計画案の一部修正について富岡研究員から説明があり、承認がなされた。

その他報告として、二〇一九年十一月五日の信州大学史資料センター訪問調査の件、全国大学史資料協議会西日本部会より年次総会と研究会の会場の相談を受けている件、「教職教育部三〇年史略年表作成の

学外史資料調査

第十二回(通算第二十一回)勉強会
(令和元年九月十三日)

校史関係の学外史資料調査①

- (1) 「身分証明書」(日本大学専門学校)
- (2) 「通学証明書」(日本大学専門学校)
- (3) 「卒業証明書」・「証明書」・「学科課程表」(日本大学専門学校)

関西大学年史編纂室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学(大阪)専門学校 1』ファイル(以後、『小野村胤敏氏関係史料 1』と略称する)及び『小野村胤敏氏関係史料 2』ファイル(これも『小野村胤敏氏関係史料 2』と略称する)は、いずれも、『小野村胤敏氏「校長として」ファイル写し、遺族・資文氏より借用複

試み」(『近畿大学教育論叢』第三十巻第一号)完成の件について富岡研究員から簡単な紹介があった。

最後に、次回研究会について今後日程調整していくことが確認された。

(追記) 新型コロナウイルスの関係で次回研究会は、二〇二一年以降に開催が延期されることになった。

(教職教育部教授
建学史料室研究員 富岡 勝)

写)であるとの「来歴」(Herkunft)が明記されている史料群である。

右記の(1)・(2)・(3)の史料のコピーを『小野村胤敏氏関係史料 1』の中で発見した。

(1)の「身分証明書」は、縦約一〇・五センチ横約六・五センチのサイズものである。私の従来一次史料に立脚した研究から、校長代理だった小野村胤敏先生の「日本大学専門学校長」就任は昭和十年十一月二十五日である事、「日本大学専門学校」から「日本大学大阪専門学校」への「校名改稱」が昭和十四年三月三十一日に「文部省告示第百九十八号」で認可されている(昭和十四年四月四日刊行『官報』第三六七七号掲載)事を解明しており、これに立脚するならば、当該「身分証明書」はこの間に用いられたものである事は謂うまでもない。この史料に於いて注目すべきは、次の二点である。

- (i) 「右本校 タルコトヲ証

明ス」として、証明対象の身分を記入する空白部がある事である。従って、当該「身分証明書」の対象は「日本大学専門学校」の学生だけではなく、例えば職員も含まれた可能性が排除出来ない。

(ii)当該「身分証明書」の四隅の角に「日本大学」の一字ずつが会釈あしやくされている事から、東京の日本大学に於ける「身分証明書」との共通性が考えられるが、これまでの調査では未だ当時の日本大学に於ける「身分証明書」が発見出来ていないので、この点は今後の課題とせざるを得ない。

(2)の「通学証明書」も(1)同様に、昭和十年十一月二十五日以降昭和十四年三月三十一日の間に用いられたものであり、公共交通機関を利用して通学する「日本大学専門学校」の学生に交付された「通学証明書」であろうと想われる。現実的には大阪電気軌道(近畿日本鉄道の前身)の利用という事になるが、大正十三年十月三十一日には足代・八尾間の開業がなされ(佐伯勇編輯兼発行『大阪電気軌道株式会社三十年史』大阪電気軌道株式会社 昭和十五年、二一四頁。以後、本書は『大阪電気軌道株式会社三十年史』と略称する)、その間に「長瀬停留所」が設けられ、上本町・長瀬間が片道十三銭の「特定料金」とされている(『大阪電気軌道株式会社三十年史』三五四頁)。同年十月三十日付『毎日新聞』夕刊に掲載されている同社の広告「十月三十一日より大阪社八尾間新線開通」にも

「大阪上六」と「長セ」との間は、「特区」で十三銭となつてゐる。この「特定料金」及び「特区」の設定は、無論、翌十四年の日本大学専門学校設立を想定しての措置と推測される。そして、昭和四年九月十六日上本町・山本間に、「学生定期乗車券を特定した」とされ、「一箇月」の場合の「運賃」は三円二〇銭、「三箇月」の場合の「運賃」は九円六〇銭とされている(『大阪電気軌道株式会社三十年史』三七九頁)。

四月	乗客	一一八七三〇	降客	一一八五二四
五月	一一九八九五	一一九七五八		
六月	一一九六五〇	一一九四六九		
七月	九八九六七	九八八五〇		
八月	八八七四三	八八五九五		
九月	一二九七六五	一二九五二八		
十月	一二二三八六	一二二一五九		
十一月	一二七七五八	一二七五三二		

乗客数・降客数共に四月・六月、九月・十一月に比して、七月・八月は可成り少なく、特に八月が少ない一因は、日本大学専門学校が夏季休暇期間中である事であろう。乗客数の四月・六月・九月・十一月の平均は約一二二八二八で、これを八月の降客数から減じると三四二二三となる。この両者の数字を夫々一箇月の日数三一で割ると、前者が一〇六、後者が一一〇四となり、大体等しい数字となり、従つてこの数字に「通学証明書」を利用して購入した大阪電気軌道「学生定期乗車券」で通学した日本大学専門学校の学生数が反映していると推測出来るよう。

(3)で刮目すべきは、「卒業証明書」及び「証明書」は、「法律」か「商」かの科名を選択記入する形式であるが、それに附属する「学科課程表」では選択ではなくて「法律科」「商科」共用の形式である事である。当該「学科課程表」には学年が記載されていないが、配置されている「学科目」名から按ずれば、上段が一年次、中段が二年次、下段が三年次であろう。各年次に於いて、「法律科」「商科」に関係なく、同一カリキュラムという事になる。

前回報告した如く『小野村

胤敏氏関係史料』¹⁾所収の、日本大学専門学校「昭和十一年三月卒業見込者名簿」には「商科 参拾八名」「法律科 拾九名」の「卒業見込者」が挙げられ、各学生の「生年月日」「原籍地」「出身中學校」「特有技能」「兵役関係」が列記されている。この中の「出身中學校」を分析すると、注目すべき事には「商科」では商業學校出身者が六名で十五・八パーセントに過ぎないが、「法律科」では商業學校出身者が八名で四二・一パーセントにも達している。商業學校出身者が「法律科」でも容易に学習出来た一因は、「商科」と同一のカリキュラムであった事に依るのである。

最後に指摘しておくべきは、「法律科」「商科」に関係なく一年次から三年次まで「體操」が週二時間置かれていた事であり、それは軍事教練との関連で考えておく必要がある。国立公文書館所蔵の『大阪専門學校 第5の1 大阪』なる簿冊収録の史料によると、大正十三年七月三十一日に日本大学専門学校について「専門學校設立許可願」を「設立者」平沼驥一郎は「文部大臣岡田良平」宛に提出しているが、大正十四年三月三十一日に平沼驥一郎は「陸軍大臣宇垣一成」「文部大臣岡田良平」宛に「本年三月十二日付ヲ以テ御認可相成タル」専門學校を「徴兵令第十三條ニ依リ御認定相成度此段申請候也」とする「徴兵令ニ依リ認定ニ関スル申請」を提出している。そして、大正十四年五月十六日付「官

報』第三千八百七十七號に前身の専門
學校に対する徴兵令第十三條に依る
認定が「◎^{文部省}告示第三十五號」と
して、左の如く揭示されている。

右ハ徴兵令第十三條第一項第二號ニ依ル中
學校ノ學科程度ト同等以上ノ學校ト認定ス
但シ認定ノ効力ハ特科生及聴講生ニ及ハス
大正十四年五月十六日

陸軍大臣 宇垣 一成

故に、前身校では設立直後に軍事
教練が導入・実施されたと考えられ
る。ほぼ同時代の他校に於ける軍事
教練の実施について、瞥見すると次
の様になる。昭和八年の明治大学の
「豫科規則」によると、修業年限三
年の「第一種」、修業年限二年の「第
二種」の何れでも必修科目に体操が
あり、前者では週二時間三年、後者

校史関係の学外史資料調査②
昭和十二年三月十日付け小野村胤
敏先生宛の榊原坤作先生書簡

関西大学年史編纂室所蔵『小野
村胤敏氏関係史料 2』の中で、非
常に貴重な史料とも謂うべき、昭和
十二年三月十日付け小野村胤敏先生
宛の榊原坤作先生書簡のコピーを
発見した。当該書簡は縦約二一セン
チ横約八・五センチの封筒及び縦約
二〇・五センチ横約一五センチの便箋
一枚から成るものである。往時のコ
ピー機による複写である為に不鮮明

では週二時間二年とされ、具体的な
内容は軍事教練であったとされて
いる(佐藤隆『明治大学正課体育
の歴史』『明治大学教養論集』通巻
三三三三号、平成十二年三月)。

中央大学の「中央大学の歴史
デジタルアーカイブス」で
公開されている史料である大
正十四年十一月付「教練教授
数等二関スル件ニ付回答」(大
學豫科)によれば「教練毎週
教授總時間数」は一年では四、

二年では二、三年では二となってい
る。従って、その当時の他校の事例
から、日本大學専門學校では「法律
科」「商科」に関係なく一年次から
三年次まで「体操」が二時間置かれ
ているのは一般的な事であり、それ
は実質的には軍事教練であろう。
(近畿大学名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

で、筆の運びが分かり難く、劣化が
進んでいて、判読が聊か困難であっ
たが、鋭意努力して解説に成功した。

日本大學職員であった榊原坤作先
生は周知の如く、前身の専門學校
創設の事実上の責任者であり、同校
の第四代校長(昭和八年九月に就任
するも翌九年七月には病臥)を務め
た人士であるから、前身校の歴史を
考察する上で逸する事が出来ない重
要な存在である。榊原先生に関す
る一次史料は従来発見されておら
ず、以前に「日本大学総合学術情
報センター」に問合せでも之無し

との返事であったから、先ず今回
の発見自体意義が大きいと謂わね
ばならない。しかも、後述する様
に、書簡の内容も頗る刮目に値する
面も存するのである。今回はこの
史料を史学理論 (die Theorie der
Geschichtswissenschaft) に確と則り、
厳しく吟味した結果を報告したい。

ここでは、先ず最初に、この書簡
の解説文を掲げ、その後これを「史
料批判」(Quellenkritik)の俎上に
載せて、考察する事にする。
封筒の表であるが、消印は前記の
如き複写物である事から不鮮明で、
ごく一部しか分らないが、宛先は次
の様になっている。

大阪市東区博労町二丁目六八

小野村胤敏様

親展

封筒の裏であるが、印刷された「日本大學」用封筒に修正・書き込み(行
書体で表記)が為され、発信者名が記されている。

西神田
東京市神田王崎町
日本大学 本部
榊原坤作

〇、〇三〇番 〇、〇三一番
電話 九 段(33) 〇、六四〇番 二、二〇一 番 ※
三、七〇七番(図書館)
三、〇〇六番(豫科講師室)
三、七〇八番(理科教務室)
電話 神田(25) (兼豫科宿直)
一、三八五番(出版部)

「日本大學」用便箋に識された通信文を解説したものは、次の通りである。

拝啓益々御清祥之段奉賀候

陳者昨日正午より山岡総長先生始め小生等

数名の理事銓衡委員會開催新しき

方々は貴台及熊澤財務部長理事銓衡

相成候間何れ日本大學より正式御連絡可有之

と存じ候而不取敢御祝辞申上度く御内報

申上候 敬具

昭和十二年三月十日 榊原坤作

小野村胤敏様

御机下

近代歴史学の理論の精髓とも謂うべき「史料批判」(Quellenkritik)に依つて甫て、史料から「史実」が紡ぎ出され得る事は、今更此処で喋々する必要もない。此処で改めて、当該史料を「史料批判」のフィルターに通すと、大略次の様になるであろう。「史料批判」の理論に従えば、発見された史料を、先ず「外的批判」(die äußere Kritik)の、次に「内的批判」(die innere Kritik)の対象にしなければならぬ。

「外的批判」では、先ず以つて「来歴批判」(Herkunftskritik)という事になるが、当該史料は、小野村胤敏先生の御子孫から関西大学年史編纂室の関係者が採取した史料の中の一点である事から、来歴上はほぼ問題はない。更に、「真純性」(Echtheit)の批判を行わねばならないが、当該史料が原史料ではなくて、上記の如き複写物であるから、十二分には行

えない面がある。然しながら、封筒

も便箋も「日本大學」用のものが使

われている事、封筒表の消印の一部

として判読し得る「11」と通信文末

尾の発翰日付け「十日」に齟齬がな

い、詰まり、昭和十二年三月十日に

書簡は識され、翌十一日に投函さ

れたと判断される事から、「真純性」

が担保されていると見做し得る。と

は謂え、当該史料が榊原先生の直筆

である(換言すれば、代筆ではな

い)との最終的確定は、榊原先生直

筆と謂える他の史料の発見を俟たね

ばならない。又、此処で付言すべき

は、次の様な点である。日本大學の

中枢たる「本部」の所在地が、従

来の「三崎町」という印刷部分が修

正されて「西神田」と識されており、

「本部」の「三崎町」から「西神田」

への移転は、この時期が山岡萬之助

先生による日本大學の拡大路線が軌

道に乗っている事(細島喜美「人間

山岡萬之助傳「わが道を行く」(講談社 昭和三十九年)一五五―一五六頁によれば、「氏が管理者になつた当時の在學生は、僅か二千名あまりだったが、昭和十五年には驚異的な三万六千名に膨張した事実」を反映していると判断される。

次に、通信文の「内的批判」に進まなければならない。日記と共に一次史料の典型的な存在である書簡は、時候の挨拶を除き、発翰者の明確な伝達意図のもとに識されている事に想いを輪さねばならない。この書簡の場合は、それは次の様な事である。

(i)昭和十二年三月九日正午より山岡

総長・榊原先生等の数名から構成さ

れる理事銓衡委員會が開催された事

(ii)その結果、新理事として、小野村

先生と熊澤財務部長が銓衡された事

(iii)近日中に、日本大學から正式に連

絡があると思う事

(iv)祝辞を述べ度くて内報した事

しかも、『小野村胤敏氏関係史料

2』の中に、この書簡の内容を補充

する史料を見出す事が出来た。それ

かねて任期満了となつてゐた川口、荒川、山野井、各理事の改選に就ては維持委員会に於て五名の銓衡委員をあげて鋭意銓衡中であつたが川口義久、荒川五郎、熊沢倉吉、小野村胤敏四氏と決定、三月十二日付けをそれぞれ選任の手續を完了、発表された

そして、その「トップ記事」の中では「熊澤氏は本學財務部長として實質的には既に理事の任に當つてゐたものであり」とされた後に、「山

は、「船場 12. 3. 10」のスタン
プが押された「バ クロウチヨ
ニ
チヨウメ六八」オノムラタネトシ
殿「宛の「ゴ エイセンラシユクス」
マツバ ラカン」という内容の電報
(コピー)である。「マツバ ラカン」、
即ち日本大學教授松原寛からの小野
村胤敏先生の理事選出を祝した電
報(コピー)であり、昭和十二年三
月十日「船場」局受信のものである。
榊原書簡の(iv)の趣旨と同様の趣旨の
電文であり、(i)・(ii)の内容と矛盾し
ない。(iii)を補強する史料、即ち「日
本大學ヨリ正式御連絡」という点
に関する史料は、『小野村胤敏氏関
係史料 1』及び『小野村胤敏氏関
係史料 2』には見出せない。

だが、『小野村胤敏氏関係史料
2』には、昭和十二年三月二十日付
『日本大學新聞』第二面掲載の「任
期満了による改選 新理事に四氏就
任 新顔は熊澤、小野村両氏」の見
出しの記事のスクラップ(コピー)
が収録されていて、この記事の「前
文」に次の様に報じられている。

岡総裁とは同期の出身である野村氏
は日大専門學校長として大阪駐在の
榊原理事が東京に引き上げた今日で
は當然の選任であろうと見られてゐ

る」と、支離滅裂の文が続いている。榊原先生と山岡先生は共に日本法律学校の明治三二年卒業である事(国立国会図書館所蔵『大正八年九月現在 日本大学校友会名簿』(日本大学校友会発行 大正八年)、「前文」に「小野村胤敏」先生の名前がある事から、「小野村氏は日大専門学校長として山岡総裁とは同期の出身である大阪駐在の榊原理事が東京に引き上げた今日では當然の選任であろうと見られてゐる」という様な文になるべきだったのであろう。

同じく、昭和十二年三月二十日付『日本大学新聞』第二面掲載の「新しい職制 参興・参事創立さる」という見出しの記事には、電報の発信者である「マツバ ラカン」、即ち「松原寛」の写真が掲げられ、「松原博士は藝術學科長」とされている。

従つて、昭和十二年三月十日付け小野村胤敏先生宛の榊原坤作先生書簡で陳述されている(i)・(ii)・(iii)の点は「内的批判」の結果、事実であることが確認できた訳である(但し、理事銓衡委員会が開催された正確な日時はこの史料から確認はできないが、此処で検討した諸史料の陳述から「昭和十二年三月九日正午」であった事は可信性(Glaubwürdigkeit)が高い)。

史料批判を為した後は、「総括」(Zusammenfassung)を行わねばならないのであるが、この書簡で取り上げられている小野村胤敏先生の日本大学理事銓衡に関しては、次の様に総括出来よう。「川口、荒川、山

野井」各理事が任期満了となつた為、理事を銓衡する委員が「維持会員」から選出され、山岡萬之助総長・榊原坤作先生等の数名から構成される理事「銓衡委員会」が昭和十二年三月九日正午より開催され、理事として「川口義久、荒川五郎、熊沢倉吉、小野村胤敏四氏」(熊澤、小野村両氏)は「新顔」が選出され、三月十二日に「選任の手続」が完了して、正式に「発表」された。

「総括」を為した後は、「評価」(Wertbestimmung)を行わねばならないのである。小野村胤敏先生の

大阪日本大学財團ノ件

大阪日本大学ハ日本大学財團ノ一部トシテ経営シ現今法科政治科商科ヲ有シ經濟ヲ獨立シ大体収支相償フ状況ニ在リ然ル處諸設備ハ未タ完成セサルハ勿論明年度ハ新ニ中學ヲ設立スル豫定ニシテ夫々特志家ノ寄附勧誘中ニ有之其ノ為寄附者ヲ財團ノ関係者ト為スノ必要ヲ認ムレトモ之ヲ直ニ本大學ノ維持員又ハ評議員ト為スハ適當ニ無之依テ財團ヲ獨立セシメテ之カ関係者ト為シ以テ相當ノ力ヲ好シテ盡力セシムルヲ可ナリトス加フニ將來大阪日本大学ノ財政ニ支障ヲ生シ欠損ヲ生スル事ナシト謂フヘカラサル以テ斯ル場合ニ壘ヲ本學ニ及ホス患ヲ避ケ百年ノ計ヲ樹ツルノ要アリ旁財團ヲ別異ニスルヲ適當トス但本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大学理事ヲ以テシ教務上ニハ総長及學長ヲ大阪専門学校長ノ上ニ冠セシメ以テ兩者ノ關係ヲ保持セントス依テ右案ノ通決定可致候大阪日本大学ヲ獨立ノ財團ト為スタメ文部大臣ニ申請ノ手續ヲ為ス事

経歴については、従来、発見した多くの一次史料からさえも、前身の専門学校に於ける経歴しか判明していなかったから、先生の日本大学での経歴が此処に初めて解明出来た事は非常に重要だといふべきである。そして、それは次の様な注目すべき点に連接していくのである。

前回の勉強会での報告で組上に載せた学習院大学法学部・経済学部図書センター所蔵「山岡萬之助関係文書」(「大阪財團決裁」(六人の理事花押・押印のある)の内容は、次の様なものであった。

この文書の此処で注目すべきは、次の二箇所である。

(a)「寄附者ヲ財團ノ関係者ト為スノ必要ヲ認ムレトモ之ヲ直ニ本大學ノ維持員又ハ評議員ト為スハ適當ニ無之」

(b)「本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大学理事ヲ以テシ教務上ニハ総長及學長ヲ大阪専門学校長ノ上ニ冠セシメ以テ兩者ノ關係ヲ保持セントス」

榊原坤作校長時代に頓に経営の行き詰った前身校に対し、小野村胤敏先生は昭和九年から同十二年にかけて校舎建設資金として「金貳萬圓」を寄附し、更に昭和十二年には前身校の金融機関からの「借入金」「金五萬圓」の「擔保提供者」になつてゐる事を、私は既に一次史料に立脚して解明している。そのような小野村胤敏先生が昭和十二年に日本大学の理事に銓衡された事は、(a)の点の事実上軌道修正になるのである。し、それだけ貢献が認められたという事になるのか。又、日本大学の經理畑の職員出身の榊原坤作先生が前身校に向向したのは(b)の「本學トハ常ニ聯絡ヲ保ツ為メ經理上理事一名ハ日本大学理事ヲ以テ」するといふ意味合いもあつたと思われる。

従来、私は一次史料に立脚して、小野村胤敏校長時代に「日本大学専門学校」から「日本大学大阪専門学校」への名称変更(昭和十四年)、「日本大学大阪専門学校」から「大阪専門学校」への名称変更(昭和十八年)、

そして設立者の「財團法人日本大學」から「財團法人大阪専門學院」への変更(昭和十五年)が果たされ、前身の専門學校が日本大學から制度上の独立を漸次的に強めていった過程を検証した。そして、今回の一次史料の発見・解読を通じて小野村胤敏校長は日本大學理事に銓衡された(昭和十二年)事実を発見した。この両者を弁証法的に止揚すると、制度上独立せる存在となつて行く前身の専門學校は校長が日本大學の理事に銓衡されるという人事によつて、日本大學との間に「絆」が保持されていったと見做す事が出来よう。前身の大阪専門學校に於ける昭和十八年から十九年にかけての紛争の解決に、当時日本大學理事であつた世耕弘一先生が外向されたのも、この様なコンテキストに厳正に位置付けて、甫て首肯出来るのである。

追記

本稿では近畿大學関係者のみは「先生」としたが、それ以外の人士については敬称を省いているので、この点は諒とされたい。
原典尊重の観点から引用史料の表現・漢字は、原則として、そのままにしている。

『毎日新聞』は毎日新聞社のデータベースを「毎索」で閲覧して利用した。『官報』は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧して利用した。

(近畿大學名誉教授
建学史料室特別研究員 荒木 康彦)

第十三回(通算第二十二回)勉強会(令和元年十二月七日)
校史関係の学外史料調査

「^{大日本}大阪専門學校長 法学博士
小野村胤敏殿」宛の「誓約書」及び「大阪専門學校學則中変更認可 昭和十五年二月十四日」

関西大学年史編纂室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学(大阪)専門學校 2』(以後、『小野村胤敏氏関係史料 2』と略称する)ファイルに「^{皇學}大阪専門學校長 法学博士 小野村胤敏殿」宛の「誓約書」(縦約二十六センチ・横約十九センチ)(Q1)のコピーが収録されているのを見出した。『小野村胤敏氏関係史料 2』は、同室所蔵『小野村胤敏氏関係史料 日本大学(大阪)専門學校 1』ファイルと共に、小野村胤敏先生が残した文書等を、先生の御子孫側から関西大学の関係者が複写したものから成る事は、従来紹介した通りであり、当該「誓約書」も「来歴」(Herkunft)については、改めて「批判」(Kritik)を行う必要はない。

これ又以前に論証した通り、前身校が「日本大學専門學校」から「日本大學大阪専門學校」への改称が認可されたのは昭和十四年三月三十一日であり(同年の「文部省告示第九十八號」)、「大阪専門學校」への改称が認可されたのは昭和十八年三月十二日であり(同年の「文部省告示

第五百五十四號)、校長代理だった小野村胤敏先生が日本大學専門學校長に就任されたのは昭和十年十一月(公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第二百二卷・学制(大学))収録文書「大阪理工科大学ヲ大學令ニ依リ設立ス」末尾掲載「財團法人大阪理工科大学役員調」である。此処から先ずは、考察の俎上に載せる当該史料は、昭和十四年四月から昭和十八年三月迄の間で、前身の専門學校に入学した学生が提出する「誓約書」の用紙だと謂う事が出来る。

一見何等変哲此無当該「誓約書」用紙が小野村胤敏先生によつて態々残されていた事の「動機」(Motiv)に鋭く遡及しなければならぬのは、謂うを俟たない。マックス・ヴェーバー(Max Weber 1864-1920)の非常に卓抜且つ犀利な理論に依れば、人間を対象とする科学(Wissenschaft)の場合、その行為の主観的動機(das subjective Motiv)を理解する(verstehen)という「目的論的考察」を、科学が立脚する原因・結果の「因果律」に接合する点に、独自の成立根拠が存する。この場合の動機解明の根拠となるのは、当該誓約書の欄外に印刷されている学校名・学科名と表記されて、「工」の文字が修正されている点であろうと理解される。

小野村胤敏先生と親交のあつたと想われる石田文次郎(1892-1979)が識した「遺功表 法学博士小野村胤敏君」の碑文に、注目すべき次の

様な条がある。

(前略)庭訓を奉じて敬神尊皇の念厚く率先範を垂るしかのみならず教育報國の理念に富む昭和十年日本大學専門學校長並びに財團理事の任を嘱せらるるや其の向上發展に心血を濺ぐ偶々時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工業校更に全十四年日本工業學校を創設し技術者の育成に努む全十五年大阪専門學校に理学科を併設す時恰も國民の総力を結集すべき秋に際會せるを以て君は勇猛邁進して學園の發展と後進の指導誘掖に只管力を効す赤誠は遂に凝結して昭和十七年大阪理工科大学の開鑿を見るに至れり君は推されて初代學長に就任し財團理事長を兼ねて經營の責に任ず斯くて愈々其の基礎を鞏固にしてこれが興隆發展の為に寢食を安んずる暇なかりき(後略)

右に引用した碑文の陳述から窺える、小野村胤敏先生の前身校拡充の取組みは、次の様に纏められ得る。
(i)「教育報國の理念に富む」小野村胤敏先生は、「昭和十年日本大學専門學校長並びに財團理事の任を嘱せら」れると、「其の向上發展に心血を濺」いた。

(ii)「偶々時局の要請に鑑み工業教育の振興に着眼して昭和十二年日本工業校更に全十四年日本工業學校